

新型インフルエンザ等対策業務計画

〔令和 8年 3月13日
会社取扱 第 6号〕

第1章 総 則

1 目 的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、当社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2 基本方針

会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、社員の生命・健康を守るとともに、公共交通機関としての使命を果たすため、以下に示す業務継続の基本方針に基づき、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の実施及び継続に努める。

（業務継続の基本方針）

- ・新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）及び列車の運行に関する業務並びに安全運行の確保のために必要な業務（以下「一般継続業務」という。）については、優先的かつ適切に実施及び継続する。
- ・新型インフルエンザ等対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）については、職場における感染予防策を徹底し、勤務体制を工夫する。
- ・発生時継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入する。
- ・発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大に繋がる恐れのある業務については、極力中断する。
- ・新型インフルエンザ等様症状のある社員に対しては、休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。

3 計画の運用

新型インフルエンザ等については、社員の最大欠勤率40%程度を想定する他、関係機関や自治体が提供する正確な情報（病原体の毒性や感染経路、感染防止方法、感染者数の推移等）について適宜入手し、本計画を的確に運用する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

4 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 発生段階

政府行動計画において、以下の表のように「準備期」「初動期」「対応期」の3つの発生段階に分類している。

〈政府行動計画による新型インフルエンザ等の発生段階〉

発生段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止まで

(2) 対策本部の設置

政府行動計画に定める発生段階が初動期に入り、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、社内に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

上記に係わらず、社長が必要と認める場合は、対策本部の設置を指示することができる。

(3) 対策本部長

対策本部長は、社長とする。

(4) 対策本部組織

対策本部の組織は、以下のとおりとする。

〈対策本部組織〉

本部長	副本部長	統括班長	構成員
社 長	専 務	総務部長	総務部各課長
		運輸部長	運輸部各課長
		技術部長	技術部各課長

※社長が不在の場合は、専務が本部長となる。

※専務が不在の場合は、総務部長が副本部長となる。

※課長が不在の場合は、係長が構成員となる。

(5) 事務局

対策本部の事務局を総務課に置き、総務課長を事務局長とし、本部長の名を受けて各種対策の調整を行う。

(6) 本部長等の任務

本部長、副本部長、統括班長、事務局長及び構成員の任務は以下のとおりとする。

- ① 対策本部長は、対策本部を総括する。
- ② 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- ③ 統括班長は、対策本部における決定事項を構成員に伝え実施させると共にその

状況について対策本部に報告を行う。

④ 事務局長は、対策本部の運営を総括する。

⑤ 構成員は、総括班長の指示により、対策本部の決定事項を実施し、その状況について総括班長に報告を行う。

(7) 情報収集及び共有体制

平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、平時より県等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を社内イントラや情報共有ツール、公式ホームページ等を使い適宜、適切に社員や利用者等に周知する体制を確保する。

(8) 対策本部の解散

対策本部長は、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が解散された場合には、対策本部を解散する。

(9) 関係機関との連携

平時から新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

〈連携が必要な関係機関〉

関係機関	連絡先
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課	092-643-3596
北九州市保健福祉局健康医療部健康危機管理課	093-582-2899
北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課	093-582-2518
北九州ベストコントロール協同組合	093-651-4701

※マスク・消毒液・間仕切り等は、市内物品供給業者より調達

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

5 業務の分類及び内容

(1) 発生時継続業務及び優先順位

当社として優先的に処理すべき業務は以下のとおり

① 新型インフルエンザ等対策業務

①-1 危機管理業務

社員の感染状況の把握、感染拡大等防止対策の推進、新型インフルエンザ等対策会議の開催、社内外との連絡調整等に係る業務

①-2 社内感染拡大防止対策業務

総務及び経営計画部門のうち新型インフルエンザ等対策に関する業務（特にマスクや消毒剤の準備、社屋の管理等）

①-3 広報業務

社員の新型インフルエンザ等感染状況や対策に関する社内外への広報関係業務

② 列車の運行に関する業務

②-1 列車の運行業務

列車の運転、乗務員の点呼、運転指令業務、電力指令業務

②-2 旅客サービス業務

乗車券の発売、接客、お客さまの安全看視等駅における業務

③ 列車の安全運行確保のために必要な業務

③ 車両の法定点検業務、その他列車の運行に必要な設備の点検及び補修等の業務

(2) 組織維持のために必要な業務

最低限必要な業務については平常時と同様に維持することが必要な業務

④ 人事業務（人事発令、給与等）

⑤ 会計業務（物品調達、会計処理等）

⑥ 予算関連業務（予算・決算、税制、会計検査対応等）

⑦ 福利厚生（社員の福利厚生等）

(3) その他業務

前2項の業務を推進するために、一時的に縮小又は停止する業務、具体的には以下のような業務が該当する。

- ・ 緊急性のない新施策・制度の企画立案
- ・ 緊急性のない社則の制定、改正
- ・ 緊急性のない点検、統計、調査研究
- ・ 感染拡大につながる恐れのある業務、感染リスクが高い業務等

6 発生時の人員計画及び業務の縮小等

(1) 発生時継続業務及び組織維持のために必要な業務への配置

- ① 各課において、別紙1「発生段階に応じた業務量配分」を基本に優先順位に沿った人員計画を策定する。
- ② 平常時と同様の人員割当が不可能な場合、一時的に当該業務の執行体制を合理化する。
- ③ ②での処理を行った上で、継続が不可能な場合においては、その業務に就くことが可能な他の課からの応援要員を一時的に配置することを検討する。

※応援要員の配置については、原則として、同一の課、係における共通の上部組織の下にある他の課、係から人員を融通することとし、課間の調整については、関係部、課長及び総務課長が、係間の調整については、関係課、係長が関与して行う。

(2) 必要な人員の確保

(1) に従って策定した人員計画については、新型インフルエンザ等発生時において現実に効果的な活用ができるよう、別紙2「社員の症状別の対応と取扱い」を参考に、社員感染時における人事上の措置を含む対応、感染リスクのある社員の把握による計画発動時期の見極め、必要な人員を勤務形態の工夫によって確保する方法等を含め、計画上必要な人員を確保する。

(3) 業務の縮小

前2項の措置を行ったうえで、業務に就くために必要な資格を保有する者を確保できないような場合には、安全確保の観点から、業務全体の縮小（減便ダイヤ等）を含めて検討を行う。

また、国土交通省から減便要請を受けた場合も同様とする。

(4) 平時からの備え

応援要員が新型インフルエンザ等発生時に他の課等の業務を行う事態に備えて、平時より認識の共有、マニュアルの準備、習熟訓練等を行い、代替性を高めておく。

7 感染対策の検討及び実施

新型インフルエンザ等発生時に社内における感染拡大を防止するため、以下の感染対策を検討・実施することとする。

(1) 平時における感染対策の検討

主に以下の点について各部署において検討する。

- ・ 発熱や咳などの症状がある社員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法
- ・ 多数の者と接触する機会のある職場においては、訪問者やお客様に対しても、その理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施
- ・ 職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定した対応
- ・ 別紙3「備蓄品リスト（例）」を参考とした個人防護具や消毒剤等の備蓄

(2) 発生時における感染対策

各部署において、以下のとおり対応することとする。なお、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、必要に応じ、その局面における最新の知見に基づいて対応する。

① 一般的な留意事項

社員に対し、以下の注意喚起を行う。

- ・ 発熱（目安 37.5℃以上）、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨する。
- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット（参考1参照）・手洗い等（参考2参照）の基本的な感染対策を行う。
- ・ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュ時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動する。

② 職場における感染対策の実行

職場における接触感染防止のため、必要に応じ以下の感染対策を実行する。

- ・ 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う（抗ウイルスコーティング箇所は省略可）
- ・ 社員の感染が判明し、その直前まで職場で勤務していた場合には、当該社員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ・ 来訪者について、発熱症状のある場合には社屋及び事務室等への入館を控えてもらうよう呼びかけるポスター等を玄関等入口に掲示し、来訪者への理解を促す。
- ・ 窓口業務等でお客様と継続的に接触する場合には、当該社員にマスクの着用を義務付ける他、うがい・手洗いを励行させるとともに、お客様との距離を可能な限りとれるような配置や間仕切り等を設ける。
- ・ エアロゾル対策として、可能な範囲で換気を行う。
- ・ 特に乾燥しやすい執務室では加湿器などを使い、十分な湿度（50～60％）を保つ。

③ 社員の健康状態の確認等

職場感染を未然に防ぐため、社員の健康状態について、以下の確認、報告を行う。

- ・ 部署毎に出社前及び出社時の検温を義務付け、記録する。
- ・ 発熱（目安 37.5℃以上）、咳、全身倦怠感等の症状が確認された場合、所属長は速やかに総務課に報告する。
- ・ 症状を確認した場合、病院受診を推奨し、受診結果について所属長は報告を受け、その結果を総務課に報告する。
- ・ 総務課は、各課からの報告を集計し、対策本部に報告する。

④ 社内で社員が発症した場合の対応

病原性等の状況に応じ、発症の疑いがある者について、マスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し早めの休暇取得を呼びかける。

⑤ 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、政府対策本部長が緊急の必要があると認められるときに、臨時的に行われる予防接種で、当社においては以下の業務に就くものが新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送の役割を担うため対象となる。

なお、ワクチンについては、副反応の恐れがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明し同意を得ておく必要がある。

(対象業務)

運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務

8 教育・訓練

本業務計画については、課員に対して周知し、理解させることが必要である。特に、誰が休務するかによって社員に対する具体的な業務の割当て方は異なってくることから、想定した休務者数が課内において発生した場合を想定し、想定休務者を課員に対してランダムに割り当てた場合の対応について数パターンを設定して確認するなど、図上訓練を含めた教育や訓練を実施し、課員に対して業務継続計画の考え方や具体的な運用方法について理解を深める。

9 点検・改善

業務継続計画の策定後における人事異動や教育・訓練の状況については、各課において、定期的に既存の業務継続計画における改善点として整理するとともに、必要に応じて既存の計画の改正を行う。また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザ等に関する方針が変更された場合には、業務継続計画の所要の改正を行う。

発生段階に応じた業務量配分

【 】：業務の割合イメージ

		準備期	初動期	対応期
発生時継続業務	① 新型インフルエンザ等対策業務	【100%】 ・ 業務継続計画の適時の見直し ・ 関係機関との連携 ・ 社員への情報提供	【120%～140%】 ・ 業務継続計画の発動 ・ 対策本部の設置 ・ 対策の本格稼働	【150%】 ・ 同左
	② 列車の運行に関する業務	【100%】	【100%】 ・ 通常運行の確保	【100%】 ・ 同左
	③ 列車の安全運行確保のために必要な業務	【100%】	【100%】 ・ 業務の継続	【100%】 ・ 同左
④～⑦ 組織維持のために必要な業務	【100%】	【90%】 ・ 業務の継続 ・ 可能であれば業務の縮小	【80%】 ・ 可能な限り業務の縮小	
その他業務	【100%】	【20%～80%】 ・ 業務の大幅縮小 ・ 業務の中断開始 ・ 発生時継続業務に対する支援	【0%～60%】 ・ 業務の大幅縮小 ・ 業務の中断 ・ 発生時継続業務に対する支援	

社員の症状別の対応と取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	業務内容	勤 怠	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）	
新型インフルエンザ等	様症状あり	—	入院又は自宅療養	全ての業務	年次有給休暇又は積立休暇若しくは特別休暇 ※特別休暇適用の可否は対策本部で都度決定する ※様症状ありにも関わらず、出勤しようとする社員に対しては就業禁止とすることができ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請
	様症状なし	患者と対話できる距離での接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては、停留）	全ての業務	特別休暇	感染症法第44条の3、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき国や都道府県が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第16条第2項に基づき、停留）
	様症状なし	患者と対話できる距離での接触なし	外出自粛	全ての業務	勤務	国や都道府県は、新型インフルエンザ等行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、社会機能の維持にかかわる業務の継続を要請

備品リスト（例）

物 品	設置場所	留意点
マスク※1	旅客サービス課 (駅長室) 運転課(事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、対応期に入った際に、旅客サービス課及び運転課の社員が業務に従事する際に着用 ▶ 不織布マスク 1日1枚支給 ▶ 上記以外の社員は、必要に応じ、業務中にマスクを着用することが促されるが、窓口の社員等、特に着用が推奨される者が何らかの事情でマスクを所持していない場合に支給 ▶ その他、クラスター対策として会社が全社員にマスク着用を推奨する際に何らかの事情でマスクを所持していない場合に支給
速乾性擦式消毒用 アルコール製剤 ※2	各事務所 各駅	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、初動期より設置 「参考1 手洗いの際の留意事項」参照
液体石けん	各給湯室 各トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、初動期より設置 「参考1 手洗いの際の留意事項」参照
消毒剤（ベンザル コニウム塩化物 液）及び清拭用資 材（タオル、ガー ゼ等）	各事務所 各駅	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、初動期より設置 机、ドアノブ、スイッチ等の清掃、消毒に使用
加湿器※3	各事務所 各駅	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則、初動期より設置（各職場において保管）

※ 備蓄品は、総務課において手配及び管理する。

※1 常時 5,000 枚以上を備蓄

※2 常時 40 ℓ 以上を備蓄

※3 空気清浄機（菌・ウイルス除去能力付）でも可

参考1 咳やくしゃみをする際の注意事項

- (1) 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。
- (2) マスクを持っていない場合、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。
- (3) 口や鼻を覆ったティッシュは鼻汁・痰などを含んでいるので、すぐにゴミ箱に捨て手洗いをする。
- (4) ティッシュなどが無い場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。前腕部は洗うか、消毒用アルコール製剤で拭く。
※ティッシュがない場合に袖口で口と鼻を押さえるのは、袖口は手等とは異なり、他の場所に触れることが少なく、接触感染の機会を低減することができるため。
- (5) 咳やくしゃみなどインフルエンザ様症状のある場合、できる限り外出を控える。やむを得ず外出する場合は、飛沫の拡散を防ぐために、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにマスクを着用することを心がける。

参考2 手洗いの際の留意事項

- (1) まず手を流水で軽く洗う。
- (2) 石けんを使用するときは、固形石けんではなく、液体石けんを使用する。
 - ① 手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
 - ② 爪は短く切っておく。
 - ③ 手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
 - ④ 使い捨てのペーパータオルを使用することが望ましい。
 - ⑤ 水道栓の開閉は、手首、肘などで簡単にできるものが望ましい。
 - ⑥ 水道栓は洗った手ではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
 - ⑦ 手を完全に乾燥させる。
- (3) 溜まり水を使用した手洗い及び布タオルの共同使用を避ける。
- (4) 手洗い後もウイルスが粘膜を通して感染するため、極力鼻や口などを触らないようにする。
- (5) 水を用いない手指消毒については、速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）を手に取り、よく擦り込んで乾燥させる。

付 則

- 1 この取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北九州高速鉄道株式会社 新型インフルエンザ業務継続計画（平成 31 年 1 月 22 日 会社取扱第 2 号）及び新型コロナウイルス等業務継続計画（令和 2 年 2 月 26 日 会社取扱第 8 号）並びに新型コロナウイルス対応マニュアル、新型コロナウイルス等対応マニュアルは廃止する。